

令和7年度 兵庫県森林審議会

## 森林計画制度の概要

令和7年12月18日  
兵庫県農林水産部林務課

# 1 森林計画制度の体系

1

政府

森林・林業基本法第11条

## 森林・林業基本計画（20年程度を見通して定める）

- ・長期的かつ総合的な政策の方向・目標 (R3.6月策定)

↓ 即して

農林水産大臣

森林法第4条

## 全国森林計画（15年計画）

- ・国の森林関連政策の方向
- ・森林の整備及び保全の目標
- ・地域森林計画等の指針 (R5.10月策定)

↓ 即して

(民有林)

## 地域森林計画（10年計画）

- ・5年ごとに10年を1期として樹立
- ・都道府県の森林関連施策の方向
- ・計画の対象とする森林の区域
- ・伐採、造林、林道、保安林の整備の目標等
- ・市町村森林整備計画の指針

兵庫県は3計画区

- ・加古川 (R4.4.1～R14.3.31)
- ・揖保川 (R6.4.1～R16.3.31)
- ・円山川 (R7.4.1～R17.3.31)

★今回は内容の変更のみ

適合して

## 市町村森林整備計画（10年計画）

- ・市町村の森林関連施策の方向
- ・森林所有者等が行う伐採、造林の基準等
- ・県内38市町

市町村  
森林法  
第10条の5

適合して

## 森林経営計画（5年計画）

- ・森林所有者等が所有する森林について自発的に作成する具体的な森林経営の実施に関する5年間の計画

森林所有者  
森林法  
第11条

↓ 適当であること

## 一般の森林所有者に対する措置

- ・伐採及び伐採後の造林の届出、変更・遵守命令
- ・無届伐採に対する伐採中止・造林命令
- ・施業の勧告
- ・森林の土地の所有者となった旨の届出等

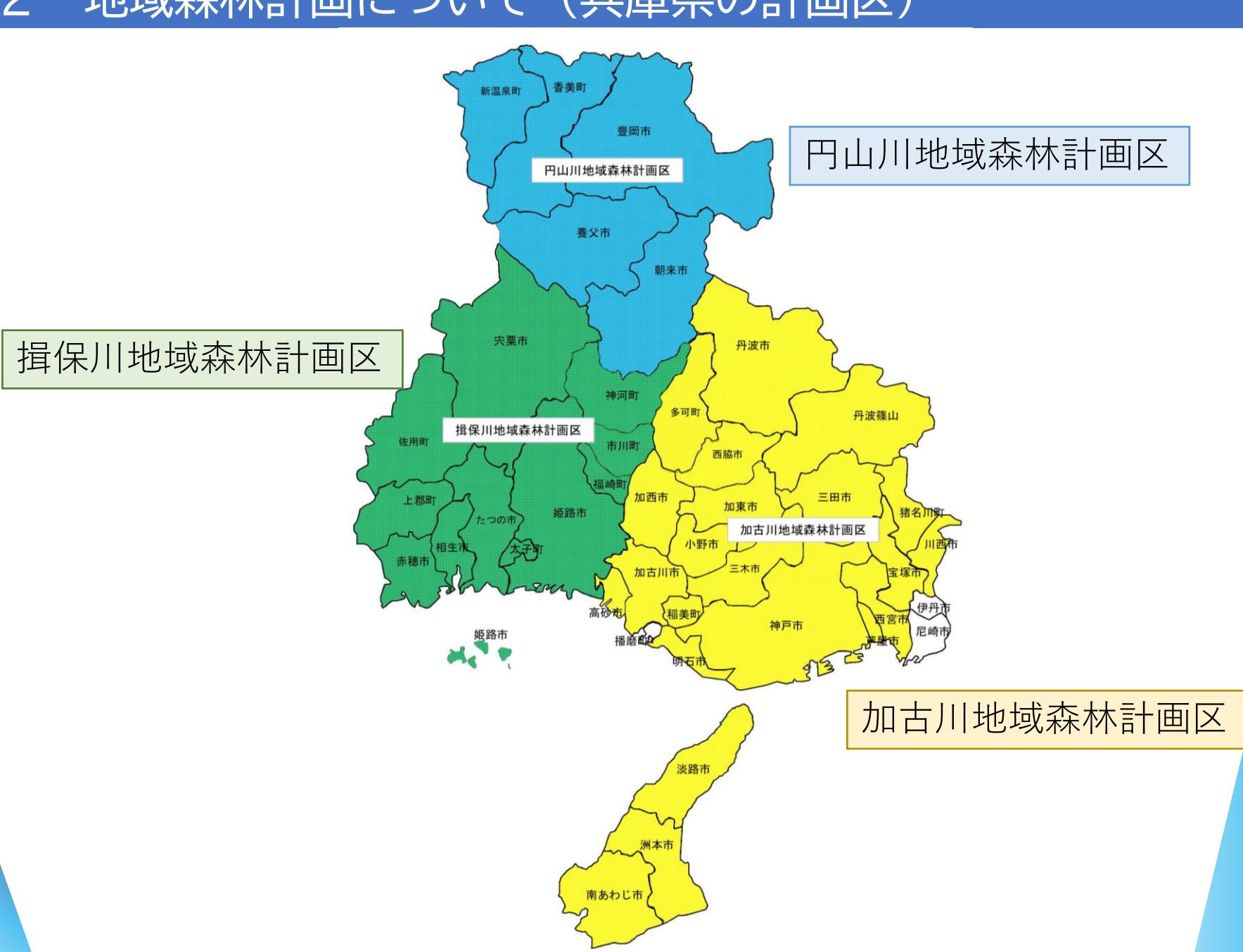
## 2 地域森林計画について

地域森林計画は森林法第5条に規定され、全国森林計画に即して、**地域的な特性に応じた森林・林業施策の実施方針を設定**するとともに、森林施業上の指針や規範を明らかにするために、県内の民有林について、知事が5年ごとに翌年4月1日からの10年間の計画を樹立するものである。

### 主な計画項目

- ① 計画の対象とする森林の区域
- ② 森林の整備及び保全に関する基本的な事項
- ③ 森林の立木竹の伐採に関する事項
- ④ 造林に関する事項
- ⑤ 間伐及び保育に関する基本的事項
- ⑥ 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項
- ⑦ 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項
- ⑧ 森林の土地の保全に関する事項
- ⑨ 保安施設に関する事項
- ⑩ 鳥獣害の防止に関する事項
- ⑪ 森林の保護等に関する事項

## 2 地域森林計画について（兵庫県の計画区）



### 3 各森林計画区の計画期間

▶ 加古川、揖保川、円山川地域森林計画の一部変更を予定

## 4 地域森林計画の樹立及び変更の流れ

11月

- 地域森林計画（案）の縦覧（R7.11.4～R7.12.3）

12月

- 意見のとりまとめ、調整
- 関係市町長、森林管理局長、近畿経済産業局長から意見聴取
- **森林審議会から意見聴取**
- 農林水産大臣への協議

### 地域森林計画の決定

1月

- 計画の告示、関係市町長に通知
- 農林水産大臣へ報告